

Title	詞辞の分類並びにその下位分類に於ける原理的な問題
Author(s)	原田, 芳起
Citation	語文. 1953, 9, p. 23-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68430
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

詞辭の分類並びにその下位分類 に於ける原理的な問題

原 田 芳 起

し、後の考えの資としようと思う。

分類原理は一貫すべきものである。原理が幾つも混質的になさるべきものではない。この点で、形態を重視して、これを以て一貫し

一
標題に就いて、卒直に私の現在の疑いを記して、些か私見を整理

た分類原理としたのは、橋本文法の尊敬すべき点である。

時枝博士の文法理論も分類原理の明快さにおいて甚だ魅力的な学説である。極めて深く言語事実の本質を描き出して、示唆に富む点で随一である。

本稿では、解説的な記述を避けて、直に問題に到達するために、主として博士の御説の線に添うて、私見を述べる方法をとりたいたいと思う。

問題に入るに先だつて、私は過程説に依るにしても、形態原理に依るにしても、国語を全一なる体系として、その文法を記述する限り、その究極には一致すべきものがあるはずではないか、という素朴な、しかしながら、極めて重要な疑問を抱いていることを告げておきたいと思う。ただ観点を交えるに従つて、他の観点からは、透視しえなかつた視野が開けて来る、それは他の視点においても、当然透視し得べきものであつたが、その事象が隠微であつたために見落されたのであることもあるにちがいない。過程説によつて把握された言語の表現機能は、しかし言語形式となつて限りに於て言語である。そこに、過程原理も形態原理も、究極において背離すべきではないという理由があるはずである。

構成的言語観も、それが根本的に誤つていると見てしまふべきものかについては、まだ問題がありそうに思う。また、言語研究を共時態の研究と通時的研究とに分つたソツシュニールの方法も、まだ捨てはしまえないであろう。言語の社会歴史性の重視は、言語形式の社会的成立や歴史の変遷進化を考える上に、ソツシュニールのラングとランガイジュの分別も、觀察的立場の徹底のために、重要であることを思わせる。

本稿では、時枝理論の内から考へて行つて、考へかたは、自由に、ただ混質的なつきまぜにだけは落ちないようにと心がけて記述を進めることにする。

問題は詞辞分類の原理であるが、一応時枝理論の肯定から出発することにする。即ち、本稿における詞辞の分別は、言語過程観に立つて、概念過程を経た、客体表現の語を詞とし、概念過程を経ない、主体表現の語を辞とする立場をとる。橋本文法に於ける独立非独立を以て詞辞を分類するという立場は一応保留しておくものである。

二

時枝学説においては、詞はすべて格に立つものであるが、詞自身は格を表現しない。格の表現は辞によつてなされる。^(註2) また陳述はすべて辞に属する機能で、詞は陳述を有しない。^(註3) 詞は辞によつて総括される。総括機能は辞に所属する。^(註4) 詞の中には、入子型構造形式に統合する結合形式がある。^(註5) これらの点が重要であるかと思われる。これらは詞辞の機能上の特性である。

しかし、辞による総括形式と、詞の入子型構造の統合形式のあるものとが近づく場合があり、用言の活用現象と、助動詞の活用現象に、相通じる点がある点や、いわゆる接尾語による入子型統合は詞の世界に属するが、格表現と相通じた言語形式と見なされるものも少くない点等、この附随する詞辞の特性の分析は、詞辞分類の原理の問題に帰つてゆく性格を有するものである。

右の様な問題は、詞辞二大別に関連して起つて来る細論的な項目であるが、こゝでは、まず、詞辞の低位分類の原理は何であるかと

いう事から先に考えて見たい。

時枝学説では詞辭の分別は、言語の過程的構造に基づいてなされ
た。国語原論二二九頁以下には、

単位としての単語を規定するものは、思想内容にあるのもな
く、又音声形式にあるのもなく体験せられる言語過程に存す
るものである。

と説かれ、また、

構成的言語観に立つ限り、總ての単語は齊しく思想内容と音声
との結合から成つたものであり、その点に於いて、分類の基準
を見出すことは不可能である。

とも説かれてる。

さてその下位分類に関しても、原論二四二頁には、

詞と辭との二大別の原理は、詞辭の下位分類についても、常に
嚴重に守られねばならない。即ち、詞の中には絶対に辭の概念
を含めてはならないのである。

とのべられてある。詞辭分類の原理が、その下位分類にも一貫すべ
きだという事は、まさに然るべき事であるが、その意味が、詞の中
には辭の概念が含まれてはならぬということとまゝまるらしいのが、私
の些か理解しかねる点である。右の御説は、下位分類をなすに当つ
ても、詞辭二大別は常に忘れられてはならないという意味で、下位
分類の原理ではないと解される。

すなわち、詞を更に分けて体言用言代名詞等とする場合、体言と
用言を認定する原理が何であるべきか、名詞と代名詞をいかに分別
するか、副詞とその他の詞とは、いかなる原理によつて分別される
かという意味の分類原理は考えられてはいないかに思われる。

事實、国語学原論では、詞辭の下位分類において、原理的解明
を試みてはられないようである。詞の含むべき範囲も原理的説
明以外に示されていない。また、副詞接続詞感動詞を詞辭の二大
分野に両分する試みも、原論にはまだ示されていないかつたようであ
る。^(註6)

詞の下位分類については、原論の中では、体言用言の別だけが出
ているが下位分類の具体的な問題はあまり説かれてはいない。

その体言用言の分類についても、過程的形式の差、即ち表現性の上
からの差は説明されていないで、過程的形式の上から何等の差がな
いとされ、両者を区別できるのは、活用の有無であるとされた。^(註7)形
態原理を以て体言用言を分けられたのであるから、過程的構造は、
単に詞と辭との区別を明らかにする上位原理であると考えられたか
と思われる。

日本文法口語篇に於いては、詞の下位分類が

一 体言 (名詞を含む)

二 用言

イ 動詞

ロ 形容詞

三 代名詞

イ 名詞的代名詞

ロ 連体詞的代名詞

ハ 副詞的代名詞

四 連体詞

五 副詞

とされている。^(註8)

日本文法口語篇では、「事物、事柄の客体的、概念的表現である詞を分つて体言、用言とする」と説かている。^(註9) 体言用言の概念は広狭二義に用いられたのであろうか、一方では代名詞以下と対立する品詞として、一方では詞を二分する概念として。

さて体言用言の分別の原理は、「詞が他の語との接続關係に於いて、その語形式を変へないものを体言といひ、その語形式を変へるものを用言といふ」と説かれていたので、形態原理に従つていられるものである。

代名詞は右の定義からすれば、広義の体言に属するかと思われ。だがこれについては、「事物の概念を表現するのでなく、常に話手と聞手、話手と表現内容との關係を表現する」と説かれて^(註11) いるので、最初体言を事物の概念的表現であると説かれたのと、一致しない点があるが、「概念」と「關係の概念」とを区別しても、代名詞は広義の体言に属すると見るべきであらう。

形容詞の語幹、形式名詞、活用しない接尾語接頭語等は、名詞ならざる体言とされることも注意しなければならぬ。その中で、形式名詞が「名詞とするにふさはしくない」とされる分別の原理は、形式名詞の「非独立性」にある。また形式名詞と接尾語の或るものとの区別は一語を構成するかしないかにある。これらの下位分類の原理は主として形態原理に従われたものと見なされる。

用言の中の動詞と形容詞との分別の原理も、活用の型によるので、「専ら、用言の根本的な性質である語形変化といふ点から規定した」とあり、形態上から規定したことを明らかにしていられる。^(註13)

副詞連体詞の認定は、「一語にして概念と同時に修飾的陳述を含む

^(註14) 語」と規定されている。これは過程的構造に基づいた分別である。副詞連体詞は体言の内か外か、全書一三七頁に、「ある日」のことです」の文例について、

「ある」は、語形が変らないといふ点では一往体言とすることが出来るが、云云、その用法が限定された特殊の語であるから、その文構成上の職能をも含めて連体詞と呼ぶことにするのである。

と説かれてゐるのは、体言の外と見られるのである。然るに前に体言用言は詞の形態的二次別とされるから、当然そこでは広義の体言の内に包含される語類であらう。

こゝで、詞辞の分類に於いて過程的構造による分類がなされ、その下位分類たる体言用言の分類では形態観的分类が採用され、広義の体言の中で、代名詞、連体詞、及び副詞の分別には、再び過程的構造が原理とされているが、形式名詞及び接尾語認定の原理には、独立非独立の原理が導入されているかとうかがわれる。これらの諸原理をすべる原理相互間の秩序は如何にあるのであらう。

三

辞の下位分類に就いて、原論の方はやはり、具体的な説は見えていない。接続詞感動詞が辞に属するということも、日本文法口語篇に至つてはつきりして来るので、原論では、辞のアウトラインも十分には察知することはできない。そこには辞とは何ぞやという原理的な問題だけがある。

辞の下位分類がはつきりなされたのは、日本文法の方で、そこに

至るまでには、一二の学説の推移が見られる。

最も大きな点では、助詞と助動詞との本質的差別に、過程観的な説明を試みられて、助詞には陳述性がない。故に活用現象をもたない。^(註15)これに対して助動詞は「話手の立場の中、何等かの陳述を表現するものであり、そのことのために助動詞は多くの場合に活用を持つことになる。」と考へていられた。^(註16)

この点は、国語学原論で説かれた所とは、重大な点で、学説の推移が示されているのであつて、原論では助詞にも陳述性を認めていられるのであり、日本文法の中でも、そのような説きかたをされた所もある。

原論では陳述という述語についてまとまつた説はあげていられないが、判断的陳述という語があり、装定的陳述という語があり、また述語的陳述という語もある。推量的、否定的、疑問的等の名を冠した陳述も説かれている。

陳述は、総括作用乃至統覚作用と同一なものと認められ、

総括機能は、辞の持つ特有の機能であつて、その点助詞助動詞は全く共通してゐる。用言に累加される陳述作用が、機能的に見て助詞助動詞と同様であることは既に述べたが、しかもこの三者助詞助動詞陳述作用は、それによつて総括される語及び語群の直下に接続し、整然たる一体系を形造るのである。国語に於ける文の統一の意識より見ても、重要なものは主語述語ではなく、辞及び陳述の表現であつて、これらを除いては、文の統一の成立しないことが明かになつたと思ふ。助詞、助動詞の陳述を、総括機能の表現として見る時、陳述の表現が単に用言の

み寓せられてゐるといふ見解の誤であることは、従つて明かになることであつて、助詞、助動詞は共に陳述の変容したものと考へなくてはならないのである。山田孝雄博士も、終助詞を文・句の陳述に関するものといひ、複語尾のあるものを、陳述のしかたに関するものといふ様に述べてゐられるが、この論理は氏の文法体系に於いては、未だ一貫してゐるとはいひ難いのであつて、陳述は専ら用言のみ寓せられてあるといふのが、氏の根本的立場である。(国語学原論三五二頁以下)

と説かれているから、助詞にも陳述を認めるのが、むしろ原論に於ける立場であつた。日本文法口語篇でも、「昔の」の「の」を助詞と認めて、「修飾的陳述の表現である『の』」^(註17)というように記述していられた。

しかし日本文法口語篇の統一した立場としては、陳述性は専ら助動詞に属し、助詞には陳述性なく、感動を表わす助詞は、陳述の表現ではなくて、陳述に附して「感動」を累加するものと見られたと考へるべきである。

この陳述性の所在に就いての時枝博士の学説が、右に指摘したような、原論と日本文法で重要な推移をなしていることを理解することが大切であるが、日本文法の方で、助動詞と助詞の過程構造上の相違を、陳述性の面から説かれたという事は、時枝学説の発展の上から、極めて重要な意義を持つものであると思ふ。陳述の所在についての批判と修正意見は、大野晋氏、福田良輔氏等によつて発表されて居り、用言の活用が陳述の変容とすべきであるとか。助詞の陳述性を認めざるを得ないとかいふ問題が論ぜられているわけであるが、こゝではしばらくさし置いて、辞の下位分類を表現機能の相違

を原理として説明された点を注目しておきたい。

助詞助動詞以外の辞、感動詞接続詞についても、それが辞である所以が過程的構造の上から力説されてあることは当然の事で、問題は、辞の低位分類の原理としては、接続詞なり、感動詞なりが、他の辞から区別される原理がどこにおかれたかである。この二つの品詞については、原論では触れる所がないように見受けられるから、日本文法口語篇に就いて見なければならぬ。

こゝでは、むしろ形態論的原理が採られている事が認められる。接続助詞と接続詞との区別点に就いて、

助詞は、常に詞と結合して句を構成し、詞によつて表現される事柄に対する話手の立場の表現であるが、接続詞は、それに行する表現に対する話手の立場の表現であることにおいて助詞と通ずるが、常に詞と結合して句を構成せず、形式上それだけで独立してゐる。(一六六頁)

即ち、過程的構造(表現機能)の上からは両品詞には区別すべきものではなく、両者の区別は形態上の差によるのである。詞の低位分類に於いて体言と用言の差を説かれた場合と同様である。

感動詞に就いては、主客合一、主客未剖の表現であるという点、「文相当」であるという特質は、十分他品詞から感動詞を分別するものであるから、過程観的分类原理によつたものと見るを妨げない。

四

前数項から觀察すると、時枝学説に於ける品詞分類の原理は過程観的分类と形態論的分类との両原理をとりあわせたものである。過

程観的分类原理を第一原理とするという意味で過程観的分类と見られるものである。日本文法口語篇六八頁に、東条義門の体用の分類を、「それまでの詞と辞の二大別に対して、活用するかしないかといふことを第一分類基準として特に強調したもの」と評していられるが、博士の分類は、過程的構造を第一分類基準とされたもので、必ずしも、それを低位分類で一貫されたものと見ることはできない。氏の学説の体系からは、体言と用言との本質差は、過程的構造の上からは区別できず、名詞と形式名詞、助詞と接続詞の区別も同様第一分類基準では区別がないと見なければならぬ。第一分類基準で分別されたのは、

一、詞

イ 概念を表現する詞(体言用言)

ロ 代名詞

ハ 連体詞

ニ 副詞

二、辞

イ 感動詞

ロ 助動詞

ハ 助詞及び接続詞

となり、この次の段階に、形態的原理を導入することによつて、体言、用言、接続詞が分出することになる。導入された形態的原理は、独立非独立という原理と、活用非活用という原理である。活用現象は、辞の分類においては陳述の変容と見られ、詞の分類においてはそう見られていない。この点にも問題が生じて来ると思う。

前に述べた如く、原論の低位分類を論ぜられた所では、冒頭に原

理の一貫が強調されてあつたに拘らず、過程的構造の原理は、第一分類原理とはなつたが、下位分類までを一貫する原理とならなかつた。また、助詞助動詞の区別として著しい活用現象の有無を、表現機能の上から解釈されるために、陳述作用の表現に就いて、重大な学説の進展を示された。

助詞に陳述性が有るか無いかの論は、今後また論議を尽さるべきであらう。若し有ると認めるのが妥当であるとしても、助詞に於ける陳述表現と、助動詞に於ける陳述表現の差が明らかにされるべきで、助動詞に存する如き陳述性は助詞には無いと認められるであらう。その意味で、陳述性の有無が活用現象の有無と結んで説明されたことは、妥当な方向への進展であつたと見ることが出来る。

助詞にも陳述性があるという見解をとるべきであるならば、助詞の陳述性の特質も同時に明かにすべきである。原論に於いては、陳述作用という事は、極めてひろく定義されている。そこでは辞の機能イコール陳述作用といつてもよいほどである。この定義からすれば、助詞にも陳述作用の表現が存することは自明である。日本文法口語篇の方では、助詞は陳述を表現しないという見解を取るに至つていられるから、陳述という概念の内容が限定されて来ていると見られる。陳述とは何かという限界をはつきりさせないで、論議しても無益であるように思ふ。こゝにも問題が存する。

次に助動詞における活用現象を、陳述の変容として理解された事に時枝学説の向うべき方向が示されていると私は考えるのだが、然らば当然、用言の活用現象の表現機能上の本質、つまり過程的構造というものが明かにされるはずである。大野晋氏の批判と修正の説

にその方向が見られるように思う。

若し、用言の語尾変化、即ち活用現象を陳述の変容として認めらる見解を取れば、助詞助動詞を過程観的に分別したと同様に、第一分類基準を一貫して体言用言を規定する事ができる。

接統詞についても、私は助詞とは違つた表現上の差が含まれていると考える。この事は独立して論ずべきで、簡単に片づけられないが、たゞ主体的表現とだけいいきれないものであるという事だけ言及しておく。先行する陳述を承けて、これを指す機能が必ず含まれている。客体的表現、詞の表現する概念内容が、形式化されて、一語の中に含まれている。純なる辞ではなくて、先行する陳述を形式化して自己の中に持つている。「けれども」「と」「が」のように接統助詞をそのままのもの、時枝博士が指摘されているように、

と (日本文法口語篇一七八頁)

のような形で持つている。だから、過程観的分類基準を一貫せしめる方針から、右の点から十分接統助詞と助詞との本質差を説明し得るのであつて、一度斥けられた独立非独立の見地で説明すべきではないかと思われる。

五

更に次のような可能性を考える。活用現象という言語形態上の現象を、陳述の変容として解釈され、活用の有無と陳述性の有無とを調和された方向は、形態的原理と過程観的表現機能の原理とが、当然調和されるべきもので、一が他を斥ける性質のものではありえないという事である。

時枝博士は、独立非独立というようなことは、到底語の本質を規定する事はできないと論ぜられたが、しかも独立非独立によつて區別された場合があることは指摘した通りである。右の接続詞に就いての考察でも触れたように接続詞には、その言語形式の中に、先行の陳述を指すところの記号を含んでいる。そのゆえにこそ独立するのである。

かように考えると、形態原理と過程観的原理（職能原理）は、全きものの両面であるべきであり、両原理は相斥けるものではないはずである。具体的なる言語現象は、この二つの面から眺めることのできるものである。

ただ、第一原理と第二原理のちがいでありえないと考える。上位原理と下位原理とではありえないと考える。両面的なるものであるから、上下的に秩序づけられるはずがないと考えるのである。

原理が混質的になる事は避けなければならない。形態論的原理は、下位分類まで一貫し得る観点を保たねばならない如く、言語の過程の構造を原理とするならば、下位分類まで一貫し得る体系が必要である。

時枝学説が、右の二つの原理を上位下位の秩序で併用されたかの如く見られる事は、理解し難い点であるし、形態原理が斥けられなければならない理由も、またそれが斥けられながら下位基準として採用されるという理由も理解しがたい点である。両原理は、具体的言語現象を観察する表裏二個の視点であるならば、片側から観察しては把握しえなかつた事象の特質を、半面から修正する事ができるという関係にあるので、両視点をつきませることは、視点を動かすことであつて、視点の統一を失う事になるのは当然である。

両原理は批判しあうもので、究極は事象の本質に到達すべく、一致点を求めていると考えられる。本稿は最後にこの両原理の一致の可能性も言及したのであるが、それは本稿の始めに記した疑問に相応じたものである。

(二八、一、一五)

追記

国語学第六号（昭和二十六年六月）に永野賢氏が論及しておられるように、「詞・辞なるものを、単語分類の原理としてではなく、たとえば意義素・形態素のような単語内部における意義機能の対応部としての要素的なものと考え、といった方向のものに転換させなくてはならなくなるかも知れない」ことも、もちろん問題として残される。形態素という点になると、接尾語の中には形態素と見るべきものがかなりあつて、客体的主体的といった過程観的な立場とそむくものとなりそうであるし、構成的言語観に転回しそうでもあるので、問題が混乱して来るのを免れない。結局は零記号の問題、陳述性の問題を十分読み切ることによつて、品詞認定の原理としての一貫性を克ち得ることが、過程観的国語学の将来の方向であるべく思われる。

主体表現即ち辞といった出発がやはり困難の原因になつている。主体表現とか客体表現とかいうのは、明かに要素的なものである。詞・辞は具体的統一である語の類別である。もし、永野氏の仮説される如く、形容詞の語幹と語尾を分離して、詞・辞にふりあてても、氏も云われる如く、動詞の場合が割り切れないし、接続詞、副詞の場合も残つて来る。副詞は時枝博士も認められた如く、辞的機

能を一語の内に融化せしめていることは明かであるが、私は更に辞に類別された接続詞にも、詞的なものが形式化されて附している、これが形態的に独立の文節をなす原因であると解釈すべきだと解釈するし、感動詞についても同様の事が論定される可能性がある。これは、本稿の中でも些かは言及しているのである。詞・辞を要素的な対応部とするような方向は、時枝博士の立場の中かなり認められる所であるが、それが実際の処理に当つて困難を感じしめる一因になつてゐるのではないかと考える、原論二四九頁に、

かくの如く、国語に於ける単語は、具体的なものの分析によつて認定されるのであるから、単語の認定が抽象的となるのは止むを得ないことであつて、従つてそこに独立非独立といふことが基準となり得ない理由が存在すると思ふ。

とあるのは、詞辞要素観の方向を示したものである。そして一方では、

単語は寧ろ分析以前に既に認定された処の概念として考えられてゐる（原論二一六頁）

と主張されていて、矛盾する所がある。時枝学説の基本的立場としては、後者が採らるべきは申すまでもあるまいと思う。

(二八、一、一七)

- 註 1 国語学原論二三一頁以下。日本文法口語篇六〇頁以下
- 註 2 日本文法口語篇論六六頁。全一六二頁。
- 註 3 原論三五二頁以下。
- 註 4 全三五二頁。
- 註 5 三一頁以下。

註 6 原論の索引を検しても接続詞、感動詞の項は見出されない

註 7 原論二四四頁。

註 8 日本文法一六〇頁以下。

註 9 全六六頁。

註 10 全六六頁以下。

註 11 全七四頁以下。

註 12 全九〇頁。

註 13 全九九頁。

註 14 全一三九頁。

註 15 全二一六頁。

註 16 全一八二頁。

註 17 全一三七頁。

註 18 国語と国文法昭和二五、五月号

註 19 国語・国文昭和二七、一月。

註 20 日本文法、一七九頁。

註 21 22 但し、日本文法一〇一頁以下では、「このように活用現

象は、云はば、語、特に辞の機能に相当すると云ふことが出来る」と述べていられる。用言の陳述性は否定されるが、その活用現象を用言の詞的性格から分離して辞的機能を認める方向に推移していられるのであろうか。

— 大阪極蔭女子大学教授 —